

政策評価体系

1 法第7条第2項第1号に該当する政策

大目標 (使命)	中目標	政策分野
食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。	1 食料の安定供給の確保	①国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保
		②幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承
		③生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓
		④グローバルマーケットの戦略的な開拓
		⑤様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立(※)
	2 農業の持続的な発展	⑥力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等
		⑦担い手への農地集積・集約化と農地の確保
		⑧構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進
		⑨需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革
		⑩戦略的な研究開発と技術移転の加速化(※)
		⑪先端技術の活用等による生産・流通システムの革新等
		⑫気候変動に対する緩和・適応策の推進及び生物多様性の保全・利用(※)
	3 農村の振興	⑬農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション
		⑭地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等
		⑮多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出
	4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展	⑯多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等
		⑰森林の有する多面的機能の発揮
		⑱林業の持続的かつ健全な発展
	5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展	⑲林産物の供給及び利用の確保
		⑳水産資源の回復
		㉑漁業経営の安定
	6 横断的に関係する政策	㉒漁村の健全な発展
		㉓政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進(※)

: 今回評価対象となる政策分野

: 今回総合評価を行う政策分野

※ : 総合評価を行う政策分野